

富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下、「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、子世帯が親世帯の暮らすふるさとに戻り、同居するためのリフォーム等に要する費用の一部を補助することにより、家族や地域のきずなを深め、地域コミュニティの維持・強化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1）住宅 現に親世帯が居住している次のいずれかに掲げる住宅で、子が別居する以前に居住していたもの又はその住宅が属する町内会の範囲にあるものをいう。

ア 専用住宅 店舗、事務所等その他これに類する用途に供する部分がなく、専ら居住の目的だけに供される一戸建ての住宅をいう。

イ 併用住宅 店舗、事務所等その他これに類する用途に供する部分が住宅と併存し住宅部分の床面積が2分の1以上を占める一戸建ての住宅をいう。

ウ 共同住宅等 共同住宅又は長屋住宅である建築物の住戸をいう。
ただし、店舗、事務所等その他これに類する用途に供する部分が住戸内に併存する場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上を占める住戸をいう。

（2）同居 次に掲げる居住形態をいう。

ア 子世帯が親世帯の居住する住宅に転入又は転居し居住するもの

- イ 子世帯が親世帯の居住する住宅の敷地内又は自己所有の隣接した敷地にある別棟に転入又は転居し居住するもの
- ウ 世帯の居住する住宅の敷地を分割して、その分割した敷地において新築し、その住宅に転入又は転居し居住するもの
- エ 子世帯が親世帯の居住する共同住宅等の同じ階の住戸に転入又は転居し居住するもの

(3) リフォーム等 第 1 号に定める住宅に対し行うものとし、次に掲げるものをいう。

ア 増築、修繕又は模様替工事

イ 建替え工事

ウ 前号ウに定める敷地分割による新築工事

(4) 新耐震基準 建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準をいう。

(5) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による耐震診断等で建築士が行うものをいう。

(6) 町内会 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 に規定する町内会、自治会等の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(補助金の対象事業)

第 4 条 補助金の対象事業（以下、「補助事業」という。）は、同居する住宅に対し、次に掲げる要件をすべて満たすりフォーム等の工事を行い、新たに同居することをいう。

(1) 市内に事業所等を置く、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。）に基づく建設業の許可を受けている者との工事請負契約により施工されるもの

(2) 工事着工前の状況について、第 1 2 条に基づく補助金の交付決定を受ける前に市の確認を受けたもの

(補助金の交付対象者)

第 5 条 補助金の交付対象者は、補助事業の対象工事の請負契約を締結し、

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) リフォーム等の工事請負契約締結日の1年前から第16条に基づく実績報告までの間に、新たに同居すること
- (2) 同居するまで、親世帯の居住する住宅が属する町内会の範囲外に、子世帯が10年以上居住していたこと
- (3) 同居することについて、親世帯の居住する住宅が属する町内会に報告していること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、第11条に規定する交付申請をすることができない。

- (1) 本市の市税を滞納している者
- (2) 本市の他の住宅取得に係る補助金を受けたことがある者
- (3) 同居している世帯員に前2号に該当する者がいる者
- (4) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (6) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (7) 前6号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者

（補助事業の対象区域）

第6条 補助事業の対象区域は、次の各号に掲げる区域を除く、市内全域とする。

- (1) 富山市まちなか居住推進事業制度要綱第2条第1号により定めるまちなか
- (2) 富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱第2条第2号により定める公共交通沿線居住推進補助対象地区

（補助事業の対象とする住宅）

第 7 条 補助事業の対象とする住宅は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。

（ 1 ）同居する子世帯又は親世帯の世帯員に所有権があること。

（ 2 ）建築基準法その他関係法令の基準に適合すること。

（ 3 ）昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に着工した新耐震基準を満たす建物であること。ただし、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工した建物で、新耐震基準と同等以上の耐震性能を有していることを耐震診断により証明されている場合や、当該補助事業の完了時において全体改修工事により新耐震基準を満たす場合にあっては、この限りではない。

（ 補助対象の工事費 ）

第 8 条 補助対象となる工事費は、第 4 条の規定による補助金の対象事業に要した費用とする。

（ 補助金の額 ）

第 9 条 補助金の額は、前条による補助対象となる工事費の 2 分の 1 の額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、補助金の額は 3 0 0 万円を限度とし、予算の範囲内の額とする。

（ 補助金の交付条件 ）

第 1 0 条 補助金の交付の決定にあたり、補助金の交付決定の日から同居を 5 年間継続し、同居の状況について市の調査を受けることに同意することを条件とする。

（ 補助金の交付申請 ）

第 1 1 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 1 に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

（ 交付決定 ）

第 1 2 条 市長は前条の申請があったときは、当該申請の審査及び現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助申請者に通知するものとする。

（ 補助金の交付申請の変更 ）

第 1 3 条 補助申請者は、第 1 1 条の規定による交付申請書の内容を変更しようとするときは、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金変更交付申請書（様式第 3 号）に別表第 1 に掲げる書類のうち変更がある書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。当該補助事業の対象となる工事費の変更については、交付申請時の工事費から 1 0 % の増額に限り、リフォーム箇所の追加については、第 4 条第 1 項第 2 号の規定に準ずるものとする。ただし、補助申請者の住所変更又はリフォーム等の内容であって、補助金の額に影響が及ばない軽微なものにあっては、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業軽微変更届出書（様式第 4 号）の届出によるものとする。

2 補助申請者は、前条の規定による補助金の交付決定日から実績報告の提出までの間において、同居する者の死亡等により第 3 条第 1 項第 2 号に定める同居の基準を満たせなくなった場合は、次条第 1 項の規定による地位承継をする場合を除き、速やかに、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業特殊事情による補助金変更交付申請書（様式第 6 号）により市長に申請するものとする。

3 市長は、前 2 項により補助金の交付申請の変更を認めるときは、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号）により、補助申請者に通知するものとする。

（交付決定の地位の承継）

第 1 4 条 補助申請者が死亡した場合において、同居する子世帯又は親世帯の世帯員である者は、市長の承認を受けて、補助金の交付決定に基づく地位を承継することができるものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業地位承継承認申請書（様式第 7 号）に、地位を承継するための事実を証する書類を添えて、市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかに、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業地位承継承認通知書（様式第 8 号）により、当該地位承継申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 1 5 条 補助申請者は、第 1 2 条第 1 項の規定による補助金の交付決定

日の以降において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業中止（廃止）届（様式第9号）により、市長に届出なければならない。

（実績報告）

第16条 補助申請者は、補助事業を完了したときは、速やかに、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業実績報告書（様式第10号）に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に報告を行うものとする。

（額の確定）

第17条 市長は、前条の報告を受けたときは、現地調査等を行い、当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第19条 市長は、補助申請者が規則第15条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、又は変更することができる。

- （1）補助金の交付決定日以降において、第5条第2項各号に該当する者になったとき。
- （2）補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- （3）補助金の交付決定年度の3月末日までに実績報告書の提出がなされないとき。
- （4）特別な事由なく、第10条による交付条件を満たさなくなったとき。
- （5）その他市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取消したときは、補助申請者に富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付決定取消し通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消し又は変更

した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、補助申請者及び同居する世帯員に対して、文書を交付してその返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助申請者及び同居する世帯員は、当該補助金を市長が定める期限までに連帯して返還しなければならない。

（細則）

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に規定する新たに同居する日については、平成 3 1 年 4 月 1 日以降とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。

別表第1 補助金交付申請書に添付する書類

提出図書等	記載等を必要とする内容
補助事業計画書	・ 事業計画の概要
戸籍及び戸籍の附票（原本）	・ 子世帯員および親世帯員の親族関係がわかるもの ・ 子が別居していた期間と場所がわかるもの
付近見取り図	・ リフォーム等を行う住宅の所在地がわかるもの
平面図、立面図	・ 施工前後の工事箇所及び内容がわかるもの
見積書	・ 工事請負業者、工事箇所、内容、金額がわかるもの
住宅の登記簿謄本（原本）	・ 住宅所有権が子世帯員又は親世帯員にあることがわかるもの ・ 建築年月日がわかるもの
構造耐力上安全であることを示す書類（昭和56年5月31日以前に着工した住宅にリフォーム等を行う場合のみ）	<木造の場合> ・ 富山市木造住宅耐震改修支援事業を受ける場合にあっては、「富山市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書」の写し（全体耐震改修工事を行うことがわかるものに限る） ・ その他の場合にあっては、構造耐震指標（I_w）が1.0以上であり、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれに準ずると認めるもの <非木造の場合> ・ 構造耐震指標（I_s）が0.6以上かつ保有水平耐力に係る指標（q）が1.0以上であることがわかるもの
誓約書	・ 5年間同居を維持し、同居の状況調査を受けること ・ 違法建築物でないこと ・ 住宅取得に関する他の補助金を受けていないこと ・ 暴力団でないこと ・ 誓約に違背したときは、申請者及び同居する世帯員が連帯して補助金を返還すること
町内会への転入確認報告書	・ 町内会の代表者の署名があるもの
その他市長が必要と認めるもの	・ 適宜

別表第2 実績報告書に添付する書類

提出図書等	記載等を必要とする内容
補助事業実績書	・ 事業実績の概要
納税証明書（原本）	・ 実績報告までに満18歳となっている世帯員全員分 ・ 本市の市税（軽自動車税や固定資産税等を含む）に滞納がないことがわかるもの （非課税で納税証明書が発行されない場合は、市税納税調査同意書を提出）
工事請負契約書の写し	・ 契約者名、契約日および工事内訳がわかるもの
領収書	・ 工事請負代金を支払ったことがわかるもの
工事写真	・ リフォーム等の施工が確認できる工事写真（工事前、途中、工事後がわかるもの）
建築基準法への適合および構造耐力上安全であることを示す書類	・ 建築基準法に基づく検査済証の写し等（建替え、増築等の場合のみ） ・ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅にリフォーム等を行う場合にあっては、「富山市木造住宅耐震改修支援事業補助金確定通知書」の写し等により、耐震化が完了したことがわかるもの（全体耐震改修工事の場合に限る）
住宅の登記簿謄本（原本）	・ 住宅の所有権が同居する子世帯員又は親世帯員にあることがわかるもの（建替え、増築等の場合のみ）
その他市長が必要と認めるもの	・ 適宜